

介護保険料Q&A



「介護保険料」は使わないのに払わないといけないものですか。

介護保険制度とは、40歳以上の方が被保険者となって介護保険料を納め、介護が必要となったときにサービスが利用できる、支えあいの制度です。なので、使う使わないに限らず納めていただきます。



介護保険制度のしくみ（財源）がよく分かりません。

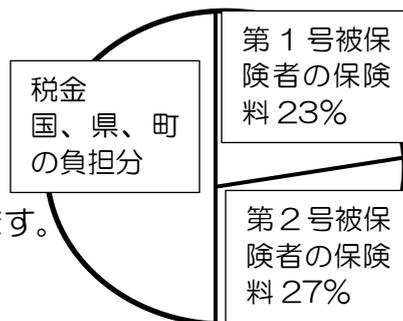


まず、40歳から64歳の方までを第2号被保険者、65歳以上の方を第1号被保険者といいます。

介護が必要となり認定された方は、訪問や通所サービスといった在宅サービスや、老人福祉施設等の施設サービスなどが利用できます。サービスの利用者負担は、1割（または2割）になります。

そして、残りの費用の財源は、右の表のとおり保険料50%+公費（税金）50%で賄っています。

つまり介護保険の財源は保険料が半分、残りは税金で、皆さまを支えています。公費は、国、県、町で負担しています。



介護保険料が上がっているけど、どうやって決めたのですか。

第1号被保険者と第2号被保険者とは、保険料の算定方法が違います。第1号被保険者の介護保険料は、市町村ごとに決めていきます。保険料は3年ごとに改定され、平成30年度に改定されました。

決め方は、まず介護サービスにかかる費用の見込みを計算して、3年（現在は平成30年度から平成32年度まで）の予算を決めます。その予算総額の23%の額が第1号被保険者の保険料になります。その総保険料を、箱根町の65歳以上の第1号被保険者の総数で割って介護保険料の基準額を算出します。これが「介護保険料の基準額」となります。町の保険料は、1月あたり5,900円、1年あたり70,800円となっています。



【基準額の決まり方】

箱根町で必要な介護サービス（デイサービス、訪問介護、施設入所など）給付額の見込み（3年分）

×

箱根町の65歳以上の方の負担分23%

÷

箱根町の65歳以上の方の人数

=

箱根町の保険料の基準額
70,800円
(1年あたり)

第2号被保険者の介護保険料はどうなっていますか。



加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険と一括して納めます。詳細は、医療保険者にお問い合わせください。

保険料を納めないとどうなるのですか。



いざ、介護保険が必要となった時に、通常であれば、かかった費用の1割か2割負担となるところを、全額支払っていただくかなくてはならない場合もあります。

保険料の金額について、なぜ段階が上がったのですか。



前年の所得で段階を決めています。表中の対象者枠でご確認ください。まず、住民税非課税か課税かを確認し、次に前年の所得で決まります。

年金から差し引く（特別徴収）のをやめて欲しいのですが。



介護保険料は、年金が年額18万円以上の人は年金から引かれることと介護保険法で決まっているため、特別徴収をやめることは出来ません。

特別徴収で8月分（第3期）だけ、金額が高いのはなぜですか。



前年の所得が決定するのが6月以降のため、4月、6月、8月分（1～3期）は仮徴収、10月、12月、2月分（4～6期）は本徴収となっています。4月、6月分は2月分と同額となっており、10月、12月、2月分は平準化しています。そして残りの額を8月分で調整するため、8月分だけ高くなってしまいます。

【年額120,360円の場合】

1期 15,300円、2期 15,300円、3期 29,400円、
4期 20,160円、5期 20,100円、6期 20,100円





医療保険でも引かれているのに、今回介護保険料の納付書が届きました。両方から引かれるのはなぜですか。

介護保険料は、年齢到達日の前日が資格取得日となり、その月から発生します。4月3日生まれなら4月2日が資格取得日、介護保険料は、4月分から発生します。医療保険の方と、二重で引かれることのないようになっていますが、ご不明な点がありましたら、医療保険者にお問い合わせください。



介護サービスを使いたい場合は、どうしたらいいですか。



☆箱根町役場 福祉部福祉課介護保険係
電話 0460-85-7790 FAX0460-85-8124
☆箱根町地域包括支援センター
電話 0460-85-3002 FAX0460-85-3003
まで連絡をお願いします。

